

令和3年1月14日

放課後児童クラブ利用児童保護者 各位

行橋市教育委員会教育長

緊急事態宣言下における放課後児童クラブの対応について（お知らせ）

1月13日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が福岡県に発出されましたが、放課後児童クラブにつきましては、より一層の感染対策に努めながら通常通り開所しますので、保護者の皆様におかれましても、下記のとおり引き続き感染症対策の徹底にご協力をお願いします。

なお、今後の地域における感染状況によっては、対応を変更することがあることを申し添えます。

記

1 感染症対策の徹底

- (1) 手洗いや咳エチケット等の徹底について、ご家庭でも指導をお願いします。
- (2) 児童クラブ利用時はマスクを着用するようお願いします。
- (3) 登所（校）前の健康状態の確認（検温等）を行うようお願いします。

2 児童クラブの利用について

- (1) 次の場合は児童クラブをご利用できません。
 - ① 発熱等の風邪の症状がある場合
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱などの強い症状がある場合
 - ③ 新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合
 - ④ 濃厚接触者に特定された場合※ 児童クラブ利用時に発熱等の風邪症状がみられた場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
※ 上記により児童クラブを利用しない場合は、ご連絡をお願いします。
- (2) 次の場合は児童クラブのご利用を控えてください。
 - ① 同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合